

## 改正貸金業法の影響について

平成22年9月9日(木)

全国中小企業団体中央会

## 1. 中小企業月次景況調査（全国中央会調査）について

## (1) 中央会の会員組織

商店街組合、工場団地組合等業種別全国組合 都道府県中央会  
(傘下の組合数～約3万の中小企業組合)

(2) 中小企業組合の役職員2,700名に「情報連絡員」を委嘱

(3) 売上他主要指標の前年同月比D1値の動き等を毎月調査

## 2. 個別ヒアリング（個人事業主の声）

## (1) 酒類小売業

営業と配達業務に専念している店主に代わり、会計、対面販売を奥様が担当。時折り貸金業を利用し、資金繰りに充当していたが、今年の猛暑により品薄となった商品を仕入れるための資金は借りられなかった。

## (2) 理美容・クリーニング業

商売とくらしが一体的であるため、個人で借りの資金には店舗の運転資金的なものも含まれ、それを貸金業者に頼っていた。今まで借りられたお金が借りられなくなり、このままでは経営が立ちいかなくなることを心配している。

## (3) コンサル業

料理レシピ等を提案するフードコーディネータ。料理専門学校とタイアップした6月のイベント企画の資金繰りが手当てできず、活動を停止。(現在まで連絡が取れず)

## (4) 太陽光発電の訪問販売業者

設置工事に係る講習会参加のための研修滞出張旅費を貸金業者から工面できず、上京を断念した。

## (5) セールスレップ業

地方メーカーの商品を首都圏で販売代理している個人事業者。売り上げの一定率のマージンで仕事をしているが、資金難のため地域の新たな商材発掘の活動を停止。

## 3. その他（各地からの主な報告）

## (1) 商業関係組合（クレジット事業を実施）

改正貸金業法が全面施行となりキャッシングの総量規制がスタートしたため、今まで正常なお客様であっても断るケースが増えた。

## (2) 自動車小売業組合

改正貸金業法の完全施行もあり、車取引は例外というものの、ローン申込書への完全記入の徹底などにより事務量と時間コストの負担が増えた。

## (3) 小売業組合

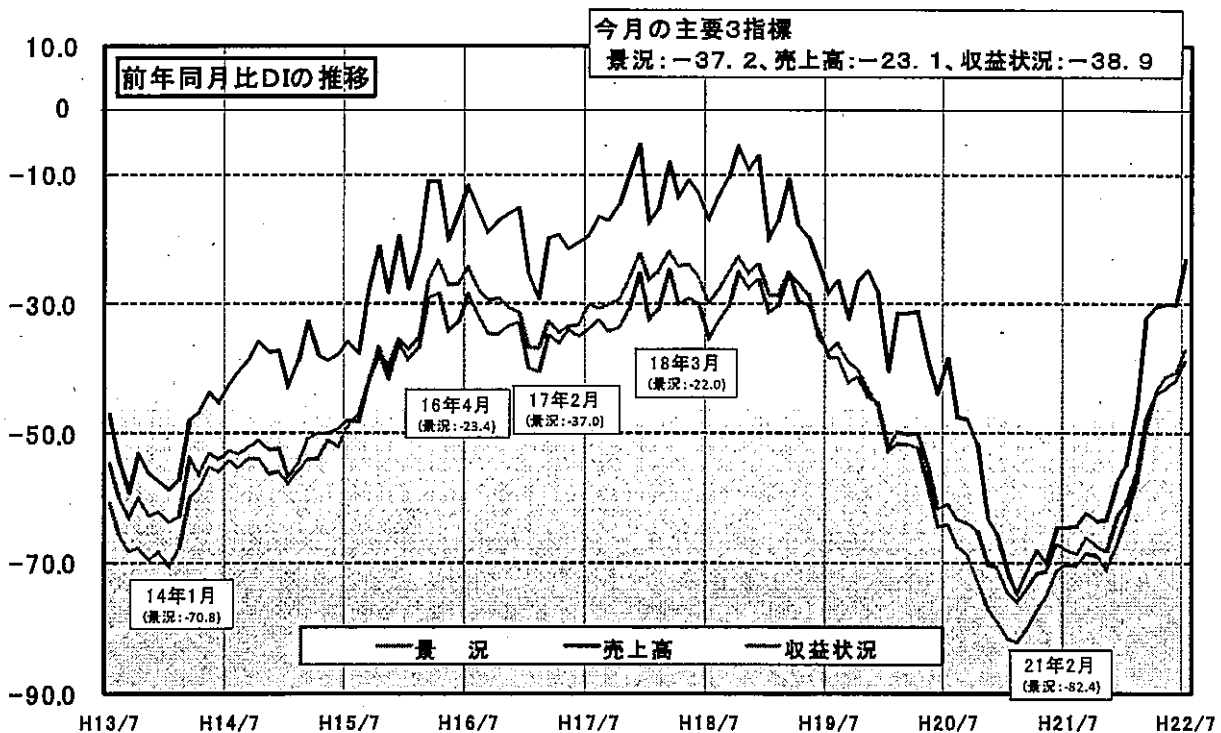
雇用や所得の先行きが不透明な中で、完全施行により個人消費にはマイナスの影響が大きく、消費不況・デフレにつながることを懸念。今後の売上維持が難しい。

# 7月の中小企業月次景況調査

〔平成22年7月末現在〕

平成22年8月20日発表

- 7月のDI値は、前月と比べて8指標すべてが上昇した。8指標すべての上昇は2カ月ぶり。特に「売上高」は大きく上昇した。
- 「景況」は8カ月連続の上昇で、平成19年9月以来のマイナス30ポイント台。
- 中小企業の景況は、内需低迷が続く中で、販売価格の低下、原材料価格の上昇、円相場の高騰、エコ関連景気対策の終了など懸念材料が多く、先行き楽観できない状況にある。



本調査は、都道府県中央会に設置されている情報連絡員〔中小企業の組合(協同組合、商工組合等)の役職員約2,700名に委嘱〕による調査結果です。  
調査の対象は、情報連絡員が所属する組合の組合員の全体的な景況(前年同月比)です。

全国中小企業団体中央会 担当：調査部

TEL 03-3523-4906

<http://www.chuokai.or.jp>